

久万高原町社会福祉協議会指定一般相談支援事業所 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定一般相談支援に関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供する指定一般相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定一般相談支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会
代表者氏名	会長 玉泉 豊
本社所在地 (連絡先)	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会 愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1 電話：0892-56-0750 FAX：0892-56-0166
法人設立年月日	平成16年8月1日

2 ご利用者への指定一般相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	久万高原町社会福祉協議会指定一般相談支援事業所
指定一般相談支援の種類	地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） 基本相談支援
サービスの主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者（発達障害者を含む） 政令で定める難病等により障害がある者
指定事業所番号	地域移行支援・地域定着支援 平成31年4月1日愛媛県指定第3833400017号
事業所所在地	愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1
連絡先	電話：0892-56-0750 FAX：0892-56-0166
事業所の通常の事業実施地域	久万高原町全域
事業所が行う他の相談支援事業等	指定特定相談支援 平成30年4月1日久万高原町指定第3833400017号 指定障害児相談支援 平成30年4月1日久万高原町指定第3873400018号

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	支給決定を受けた障害者に対し、利用者の意思及び、人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ円滑な指定一般相談支援を提供することを目的とします。
-------	---

運 営 方 針	利用者が地域において自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、地域相談支援を該当利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うように努めるものとする。
---------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時15分 ただし、地域相談支援における緊急の場合は、この限りではない。 上記営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(4) 事業所の職員体制

管 理 者 相談支援専門員	倉橋 真未
ピアサポーター	正岡 俊彦

職種	職 務 内 容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	兼 務 1 人
相談支援専門員	地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、基本相談支援を行います。	兼 務 1 人
ピアサポーター	利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行う。	1 人

3 提供する地域相談支援の内容

(1) 地域移行支援

地域移行支援計画の作成	利用者の意向、適性、障害の特性等を踏まえ、地域移行支援計画を作成します。計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行います。
-------------	--

地域生活に移行するための活動に関する支援	利用者との面接により、利用者の心身の状況等を把握し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に応じます。また、地域移行のための指定障害福祉サービス事業所等への外出の際に同行し、必要な支援を行います。なお、面接または同行支援は、おおむね週に1回、少なくとも月に2回行います。
障害福祉サービスの体験的な利用支援	利用者の状況等に応じ、地域生活へ移行するために必要な指定障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の体験的な利用を支援します。
体験的な宿泊支援	指定障害福祉サービス事業者や指定障害者支援施設等または精神科病院の担当者との連絡調整を行い、利用者の相談に応じながら、一人暮らしに向けた体験的な宿泊の支援を行います。

※地域移行支援の実施にあたっては、市町や指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、住居の確保や行政機関の手続き等について、利用者またはその家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意を得て代行します。

【地域移行支援計画作成の手順】

アセスメント及び支援内容の検討	利用者が入所・入院する障害者支援施設等または精神科病院を訪問し、利用者に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況、利用者の希望、課題等を把握します。そして、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行います。
地域移行支援計画の原案の作成	アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及び達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成します。
計画作成会議の開催	指定障害者支援施設等または精神科病院の担当者等を招集し、計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めます。
利用者等への説明・交付	地域移行支援計画の内容について、利用者または家族に対して説明し、文書により同意を得た上で、地域移行支援計画を利用者に交付します。

(2) 地域定着支援

地域定着支援台帳の作成	利用者との面接により、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、利用者の緊急時において必要となる家族、サービス事業者、医療機関等の連絡先その他利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成します。台帳作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行います。
常時の連絡体制の確保	利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、利用者またはその家族と常時の連絡体制を確保します。また、利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握します。
緊急の事態における支援	緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等により状況を把握し、その状況に応じて、利用者の家族、利用者の利用する指定障害福祉サービス、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じます。

4 提供する地域相談支援の利用料について

地域相談支援	相談に係る利用者負担額は発生しません。
その他の費用	利用者の事情により必要となる実費をご負担いただくことがある際は、書面によって利用者への説明を行い、利用者の同意をいただきます。
地域相談支援給付費の通知	事業者は、法定代理受領により市町から相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し当該地域相談支援給付費の額を通知します。

5 虐待の防止について

(1) 虐待防止措置について

ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(2) 虐待防止対策体制について

虐待防止受付担当者は、受付けた通報内容を虐待防止責任者に報告します。虐待防止対応責任者は内容を確認した上で、原因解決の検討、当事者との話し合いを行い迅速な改善を図る事とします。また、虐待防止検討委員会への虐待防止結果の報告、虐待原因の改善について当事者（ご家族も含む）及び虐待防止検討委員会への報告をします。また、サービス提供時に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報するものとします。

(3) 虐待通報の受付の方法

虐待の受付については、面接・電話・書面などにより虐待防止受付担当者は受付をします。
虐待防止受付担当者 管理者 西森 友紀

6 適切な相談支援事業の提供体制確保について

適切な指定相談支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

7 業務継続計画（BCP）の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための措置を講じます。

- ① 業務継続計画の策定
- ② 研修・訓練の実施
- ③ 業務継続計画の定期的な見直し

8 感染症予防及びまん延防止のための措置について

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底するための措置を講じます。

- ① 感染症対策委員会の定期開催
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③ 研修・訓練の定期実施

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>○事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○指定一般相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、指定一般相談支援の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、これらの秘密を漏らす事のないよう必要な措置を講じます。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の指定障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の指定福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

- ① 指定一般相談支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時においても下記の連絡体制にて行います。

曜日・時間等	連絡先	対応方法
月から金（祝日除く） 8時30分～17時15分	0892-56-0750	常時連絡体制整備
上記以外	0892-56-0750	転送電話により携帯電話にて職員が対応

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定一般相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定一般相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保 険 名	福祉総合賠償責任保険
保障の概要	対人・対物賠償、人格権侵害補償一億円（支払限度額） その他賠償補償（その他費用・見舞費用等）

1.2 記録の整備

事業者は、指定一般相談支援の提供に関する記録を整備するとともに、指定一般相談支援を提供した日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間（毎週月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分）に自分の記録を見ることができ、実費を負担しコピーすることもできます。

1.3 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

【事業者の窓口】 久万高原町社会福祉協議会 苦情解決第三者委員※別紙1を参照	所在地：上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地1 電話番号：0892-56-0750 F A X：0892-56-0166 受付時間：毎週月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分
【市町村の窓口】 久万高原町役場 保健福祉課社会福祉班 障害者福祉係	所在地：上浮穴郡久万高原町久万65番地1 電話番号：0892-21-1111 F A X：0892-21-2860 受付時間：毎週月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 愛媛県社会福祉協議会 愛媛県運営適正化委員会 苦情解決部会（救ピット委員会）	所在地：松山市持田町3丁目8-15 電話番号：089-998-3477 F A X：089-921-8939 受付時間：毎週月曜日から金曜日 午前9時00分～午前12時00分、午後 1時00分～午後4時30分

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-----------------

上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）」第 5 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩 2 9 2 0 番地 1
	法人名	社会福祉法人 久万高原町社会福祉協議会
	代表者名	会長 玉 泉 豊 印
	事業所名	久万高原町社会福祉協議会指定一般相談支援事業所
	説明者氏名	相談支援専門員 倉 橋 真 未 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印